

304,700
301,400
298,100
294,800
291,500
277,700
263,700
250,200
236,300
222,600
205,000
187,900
170,600
153,000
135,000
116,700
98,800
72,800
48,500

を

305,300
302,000
298,700
295,400
292,100
278,300
264,300
250,800
236,900
223,200
205,600
188,500
171,200
153,600
135,600
117,300
99,400
73,400
49,100

に改める。

」

」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。